

岩手県告示第334号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項又は第5条の3第1項の規定による年金たる補償又は休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成7年岩手県告示第435号）の一部を次のように改正し、年金たる補償又は休業補償のうち令和8年4月1日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

令和8年6月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

表最低限度額の項及び最高限度額の項を次のように改める。

最低限度額	5,799円	6,260円	6,874円	7,157円	7,534円	7,697円	8,007円	7,821円	7,536円	6,450円	4,400円	4,400円
最高限度額	14,597円	14,597円	16,191円	19,610円	22,499円	24,084円	26,238円	26,868円	27,949円	23,237円	17,755円	14,597円